

県内で相談相次ぐ!

このハガキは詐欺!

## 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。管理番号(わ) 284 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて受け承っておりますので、下記までお問合せ下さい。書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年〇月〇日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター  
東京都千代田区霞が関3丁目4番9号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-\*\*\*\*-\*\*\*\*  
受付時間 9:00 ~ 20:00 (日、祝日除く)

### 【被害を防ぐ注意点】

- ◎このようなハガキが届いても、相手に連絡しないこと!
- ◎「裁判の通知」「未納料金」「連絡要求」などのハガキ、メール、電話は詐欺!
- ◎警察(☎#9110)や消費生活センター(☎188)に相談しましょう!

